

## IASB、「非金融資産の回収可能価額の開示 (IAS第36号の改訂)」を公表

国際会計基準審議会 (IASB) は、2013年5月29日、「非金融資産の回収可能価額の開示 (IAS第36号の改訂)」(以下、本改訂という) を公表した。本改訂は、重要なのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産を含む資金生成単位 (単位グループ) の回収可能価額の開示、及び減損損失の認識またはその戻入れを行った場合の資産 (資金生成単位) の回収可能価額の開示に関する規定を明確化している。

### 【要約】

- 減損損失の認識または戻入れを行ったか否かにかかわらず、資金生成単位 (単位グループ) に配分されたのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産が重要である場合には、資金生成単位 (単位グループ) の回収可能価額の算定基礎に関する開示が引き続き要求される。ただし、回収可能価額そのものの開示に関する規定は本改訂により削除された。
- 減損損失の認識またはその戻入れを行った場合、資産 (資金生成単位) の回収可能価額の算定基礎に加えて、回収可能価額そのものを開示することが本改訂により要求される。また、回収可能価額として処分コスト控除後の公正価値を用いる場合には、以下の開示が要求される。
  - 公正価値の測定値が分類される 公正価値ヒエラルキーにおけるレベル
  - 公正価値ヒエラルキーのレベル2またはレベル3に分類された場合には、評価技法や主要な仮定 (割引率等)
- 2014年1月1日以降開始する会計年度から遡及的に適用される。また、IFRS第13号を適用していることを条件に、早期適用も認められる。

### 【改訂の背景】

2011年5月にIFRS第13号「公正価値測定」が公表されたことに伴い、IAS第36号「資産の減損」も改訂された。この改訂は、IAS第36号の開示に関する規定について、米国会計基準の減損後の資産の開示に関する規定やIFRS第13号の用語等との整合性を図ることを目的としていた。

2011年のIAS第36号の改訂では、減損損失の認識またはその戻入れを行った場合の開示に関する規定 (第130項) は改訂されず、重要なのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産を含む資金生成単位 (単位グループ) の開示に関する規定 (第134項) が改訂された。この結果、2013年1月1日以降開始する会計年度から行われる開示が、IASBが本来意図する開示の内容と異なるものになる可能性があった。

IASBは、当初の意図をより反映するよう、2013年1月に公開草案「非金融資産の回収可能価額の開示 (IAS第36号の改訂案)」を公表した。寄せられたコメントを検討した結果、IASBは、公開草案から重要な変更を行うことなく、本改訂を確定させた。

なお、2012年5月のIFRSの年次改善 (2010年-2012年サイクル) に関する公開草案では、処分コスト控除後の公正価値の算定にあたり現在価値技法を用いる場合には割引率の開示を要求するように、IAS第36号 (2011年改訂) 第130項を改訂することが提案されていた。これは、処分コスト控除後の公正価値に基づく減損の開示に関する規定と、使用価値に基づく減損の開示に関する規定との整合性を図ることを目的としていたものであり、2013年1月の公開草案で提案されたとおり、本改訂において反映されている。

### 【改訂の内容】

本改訂では、IAS第36号 (2011年改訂) 第134項 (c) における重要な のれんまたは耐用年数を確定できない無形資産を含む資金生成単位 (単位グループ) の回収可能価額の開示、及び第130項 (e) における減損損失の認識またはその戻入れを行った場合の資産 (資金生成単位) の回収可能価額の開示に関する規定の改訂が行われている。また、後者の資産 (資金生成単位) の回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値である場合の第130項 (f) に関する改訂も行われている。概要は次の表のとおりである。

	IAS第36号(2011年改訂)	本改訂
重要なのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産を含む資金生成単位(単位グループ)(IAS第36号第134項(c))	資金生成単位(単位グループ)の <b>回収可能価額及び</b> その回収可能価額の算定基礎	資金生成単位(単位グループ)の回収可能価額の算定基礎
減損損失の認識またはその戻入れを行った場合の資産(資金生成単位)(IAS第36号第130項(e)、(f))	資産(資金生成単位)の回収可能価額の算定基礎  回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値である場合は、 <b>その算定基礎(活発な市場における相場価額を参照しているか否か)</b>	資産(資金生成単位)の <b>回収可能価額及び</b> その回収可能価額の算定基礎  回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値である場合は、 <b>①公正価値ヒエラルキーにおけるレベル</b> <b>②レベル2または3である場合、評価技法と主要な仮定(割引率等)</b>

### 【重要なのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産を含む資金生成単位(単位グループ)に関する開示】

IAS第36号(2011年改訂)は、資金生成単位(単位グループ)に配分されたのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体ののれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要である(significant)場合には、第134項(c)に従い、各資金生成単位(単位グループ)の回収可能価額及び当該単位(単位グループ)の回収可能価額の算定基礎(すなわち、使用価値か処分コスト控除後の公正価値か)を開示することを要求していた。

本改訂では、回収可能価額そのものの開示に関する規定を削除し、回収可能価額の算定基礎を開示することを引き続き要求している。

### 【減損損失の認識またはその戻入れを行った場合の資産(資金生成単位)に関する開示】

IAS第36号(2011年改訂)は、当期中にのれんを含む個別資産または資金生成単位について減損損失の認識またはその戻入れを行った場合、そしてそれらが報告企業の財務諸表全体にとって重要である(material)場合には、第130項(e)により、その資産(資金生成単位)の回収可能価額が、処分コスト控除後の公正価値または使用価値のいずれであるかを開示することを要求していた。

本改訂では、回収可能価額の算定基礎に加えて、回収可能価額そのものを開示することを要求している。また、IAS第1号「財務諸表の表示」(特に第31項)及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」において重要性について規定されていることから、IAS第36号(2011年改訂)第130項から「重要である(material)」という表現を削除している。

また、本改訂では、資産(資金生成単位)の回収可能価額として処分コスト控除後の公正価値を用いる場合には、割引率を含めて、次の情報を開示することを要求している。

- 公正価値の測定値が分類される**公正価値ヒエラルキーにおけるレベル**(なお、処分コストが観察可能か否かは考慮しない)
- 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に分類された公正価値の測定値については、処分コスト控除後の公正価値測定に用いた**評価技法**(また、評価技法を変更した場合、変更した旨及び変更の理由)
- 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に分類された公正価値の測定値については、処分コスト控除後の公正価値を決定するための**主要な仮定**(なお、主要な仮定とは、資産(資金生成単位)の回収可能価額が最も影響を受ける仮定をいう。現在の測定値の割引率、また以前の測定値で用いた割引率がある場合、その割引率も開示する)

### 【適用日】

2014年1月1日以降開始する会計年度から遡及的に適用される。また、IFRS第13号を適用していることを条件に、早期適用を認めている。

---

## 編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

e-Mail: AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.